

事務連絡
令和2年12月28日

地方厚生(支)局
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)の施行に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

本日、国民年金基金規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第211号)が公布され、同日に施行されることとなったところである。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例

新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第2章 加入者	第4章 加入者			第2章 加入者	第4章 加入者		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とすることを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合	(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とすることを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合			(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とすることを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合	(代替例7) 一定の勤続期間を有する厚生年金保険の被保険者のみを加入者とすることを原則としつつ、受換者となることができる者であって、受換者となることを希望するものについては、特例的に加入者とする場合		
第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	(略)		第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、実施事業所	(略)	

(裁定) 第11条 (略) 2~6 (略) 〔7 前3項の規定にかかわらず、事業主の委託を受けた企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合であって、事業主により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、第4項の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。〕	(裁定) 第47条 (略) 2~5 (略) 〔6 前3項の規定にかかわらず、基金の委託を受けた企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の9の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供を受けた場合であって、基金により当該受給権者に係る生年月日の確認が行われたときは、第3項の請求書に基本添付書類を添付することを要しない。〕	(略)	(略) ○ 規第11条 第7項(基第47条第6項)は、基本添付書類を住基ネット情報で代替する場合の例であること。	(裁定) 第11条 (略) 2~6 (略) (新設)	(裁定) 第47条 (略) 2~5 (略) (新設)	(略)	(略) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第8章 年金通算 第1節 脱退一時金相当額の移換	第10章 年金通算 第1節 脱退一時金相当額の移換			第8章 年金通算 第1節 脱退一時金相当額の移換	第10章 年金通算 第1節 脱退一時金相当額の移換		
(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の	(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金	(略)	(略)	(中途脱退者の選択) 〔第60条〕本制度の	(中途脱退者の選択) 〔第96条〕この基金	(略)	(略)

<p>事業主は、中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であつて、<u>第26条</u>に該当するものをいう。以下同じ。)に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第64条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を連合会へ移換することを申し出ること。</p>	<p>は、中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であつて、<u>第62条</u>に該当するものをいう。以下同じ。)に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第100条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を連合会へ移換することを申し出ること。</p>		<p>事業主は、中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であつて、<u>第26条</u>に該当するものをいう。以下同じ。)に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第64条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。</p>	<p>は、中途脱退者(基金の加入者の資格を喪失した者であつて、<u>第62条</u>に該当するものをいう。以下同じ。)に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給[若しくは支給の繰下げ]又は脱退一時金相当額の移換をする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第100条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第10章 雜則	第13章 雜則		第10章 雜則	第13章 雜則	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(届出) 第91条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受 給権者は、毎年1回 生存に関する届書 を <u>事業主</u> に提出し なければならない。 ただし、 <u>事業主</u> の委 託を受けた連合会 が住民基本台帳法 第30条の9の規定 により年金給付 の受給権者に係る 機構保存本人確認 情報の提供を受け た場合であって、 <u>事 業主</u> により生存の 事実が確認された 者は、この限りで ない。〕	(届出) 第128条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受 給権者は、毎年1回 生存に関する届書 を <u>この基金</u> に提出 しなければならな い。ただし、 <u>この基 金</u> の委託を受けた 連合会が住民基本 台帳法第30条の 9の規定により年 金給付の受給権者 に係る機構保存本 人確認情報の提供 を受けた場合であ って、 <u>この基金</u> によ り生存の事実が確 認された者は、この 限りでない。〕	(略)	(略)	(届出) 第91条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受 給権者は、毎年1回 生存に関する届書 を <u>事業主</u> に提出し なければならない。 ただし、 <u>事業主</u> の委 託を受けた連合会 が住民基本台帳法 <u>(昭和42年法律 第81号)</u> 第30条 の9の規定により 年金給付の受給権 者に係る機構保存 本人確認情報(同条 に規定する機構保 存本人確認情報を いう。)の提供を受 けた場合であって、 <u>事業主</u> により生存 の事実が確認され た者は、この限りで ない。〕	(届出) 第128条 (略) 2 (略) 〔3 年金給付の受 給権者は、毎年1回 生存に関する届書 を <u>この基金</u> に提出 しなければならな い。 <u>〔ただし、<u>この基 金</u>の委託を受け た連合会が住民基 本台帳法<u>(昭和42 年法律第81号)</u>第 30条の9の規定 により年金給付の 受給権者に係る機 構保存本人確認情 報(同条に規定する 機構保存本人確認 情報をいう。)の提 供を受けた場合で あって、<u>この基金</u>に より生存の事実が 確認された者は、こ の限りでない。〕</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附 則	附 則			附 則	附 則		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(存続連合会) 第7条 第11条第 7項に規定する連 合会は、平成25年 改正法附則第70 条に規定する連合 会の設立までの間、 同法附則第3条第	(存続連合会) 第11条 第47条 第6項に規定する 連合会は、平成25 年改正法附則第7 0条に規定する連 合会の設立までの 間、同法附則第3条			(存続連合会) 第7条 第60条に 規定する連合会は、 平成25年改正法 附則第70条に規 定する連合会の設 立までの間、同法附 則第3条第13号	(存続連合会) 第11条 第96条 に規定する連合会 は、平成25年改正 法附則第70条に規 定する連合会の設 立までの間、同法附 則第3条第13		

13号に規定する存続連合会とする。	第13号に規定する存続連合会とする。			に規定する存続連合会とする。	号に規定する存続連合会とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)